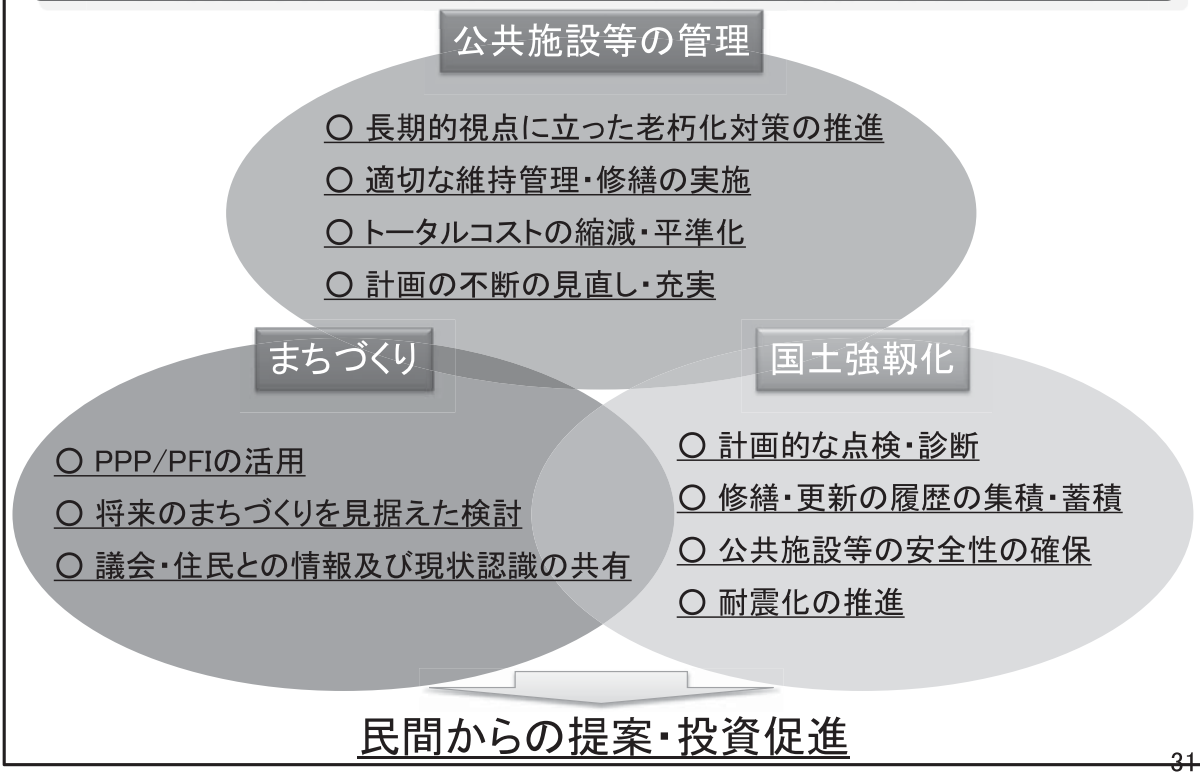


公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

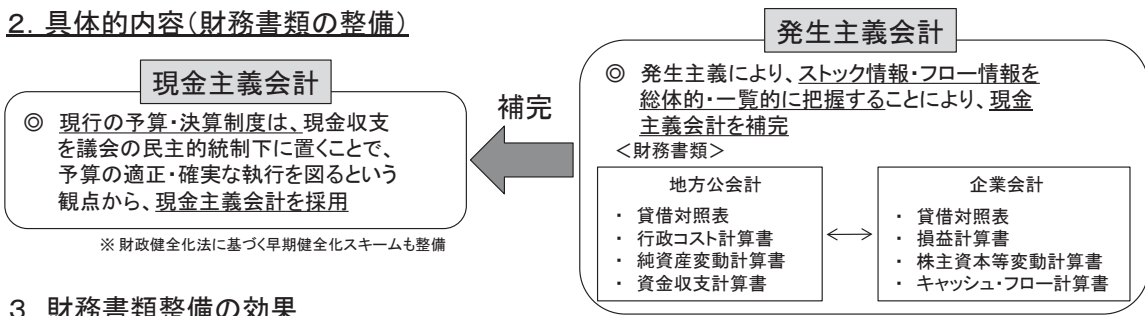


地方公会計の意義

1. 目的

- ① 説明責任の履行
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容(財務書類の整備)

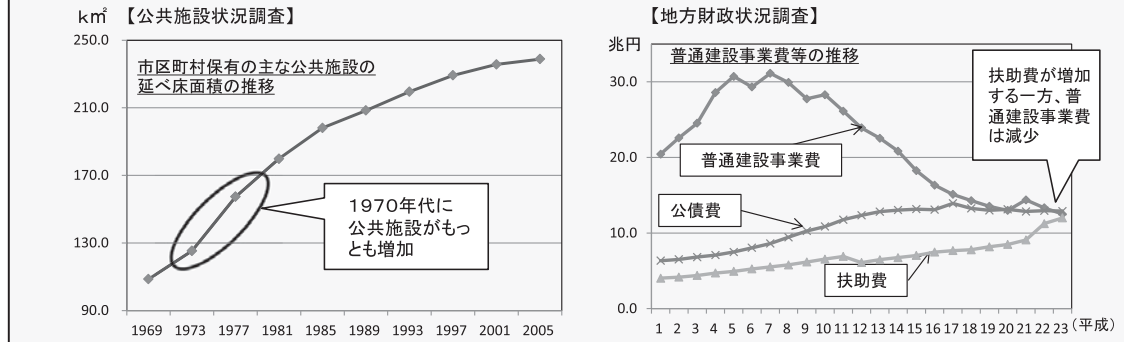


3. 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債(ストック)の総体的・一覽的把握
資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示により、ライフサイクルコスト等が把握可能
- ③ 公共施設マネジメント等への活用
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

固定資産台帳の必要性

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。



財務書類作成のための基礎資料としてだけでなく、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の観点からも、固定資産台帳の整備は必要不可欠。

33

地方公会計の位置付け

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)

(地方公共団体における取組)

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
 - 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。
- 2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～(平成26年6月24日閣議決定)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(2) 社会資本整備(民間能力の活用等)

地方公共団体におけるPPP/PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進する。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の在り方を検討する。

(3) 地方行財政制度(地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化)

各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定)

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放(PPP/PFIの活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) PPP/PFIの活用 ③制度活用のためのインセンティブ付与

・地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

34

財務書類の活用方策

行政内部での活用（マネジメント）

マクロ的視点

財政運営上の目標設定

財務書類に係る指標を財政運営上の目標値に設定
 例) 資産老朽化比率(50%→40%)
 純資産比率(50%→60%) 等

資産の適切な管理

- 将来の施設更新必要額の推計
 → 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
 → 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

ミクロ的視点

セグメント分析

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 行政評価との連携
 → 利用者1人当たりコスト等を活用して評価
- 受益者負担の適正化
 → 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 施設の統廃合
 → 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 予算編成への活用
 → ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討

行政外部での活用

情報開示

- IR資料等としての活用
 → 投資家等の市場関係者に対する説明資料として活用
- 地方議会での活用
 → 財務状況の審議を深めることによる監視機能の効果的な発揮

35

財務書類の活用—分析の視点と指標

- 説明責任の観点から主に住民の関心に基づいた分析を行う
- 既存の各種指標とあわせて有用な情報を示す

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどれくらいあるのか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 資産老朽化比率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 純資産比率 ▶ 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率） [関係指標] 将来負担比率
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるのか (どれくらい借金があるのか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たりの負債額 ▶ 基礎的財政収支 ▶ 地方債の償還可能年数 [関係指標] 健全化判断比率
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 住民一人当たり人件費・物件費等 ▶ 行政コスト対公共資産比率
弾力性	資産形成を行う余裕はどれくらいあるか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政コスト対税収等比率 [関係指標] 経常収支比率 実質公債費比率
自律性	歳入はどれくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受益者負担の割合 [関係指標] 財政力指数

36

財務書類の活用例～財政運営上の目標設定①

世代間公平性

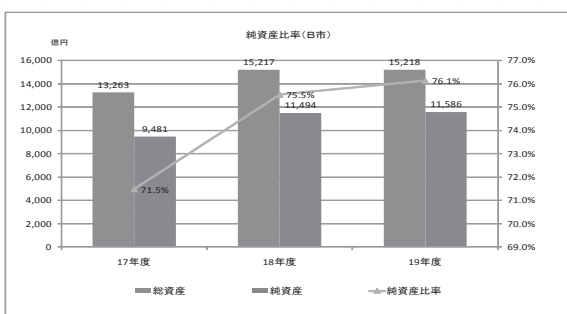
『純資産比率』

純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動されたことを意味する。例えば純資産の減少は、現世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を費消して便益を享受する一方、将来世代に負担が先送りされたことを意味し、純資産の増加は、現世代が自らの負担により将来世代も利用可能な資源を蓄積したものと見える。

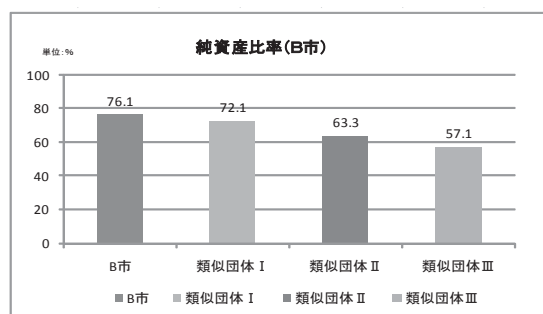
$$\text{純資産比率} = \frac{\text{純資産総額}}{\text{資産総額}}$$

※純資産総額:「純資産合計」(B/S) 資産総額:「資産合計」(B/S)

○ 自団体の経年比較



○ 類似団体比較



37

財務書類の活用例～財政運営上の目標設定②

持続可能性(健全性)

『住民一人当たりの負債額』

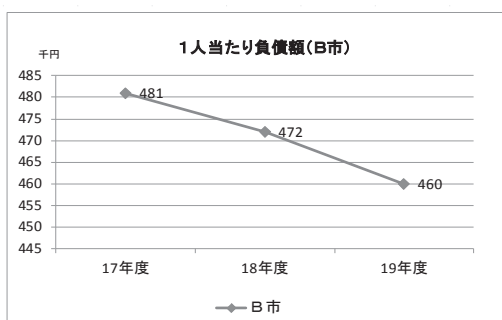
現行の予算・決算制度では見えにくい退職手当引当金等を含む負債額を見ることによって、将来負担を総体的に把握することができる。

負債額は次式により住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとってわかりやすい情報となるとともに、類似団体との比較が可能。

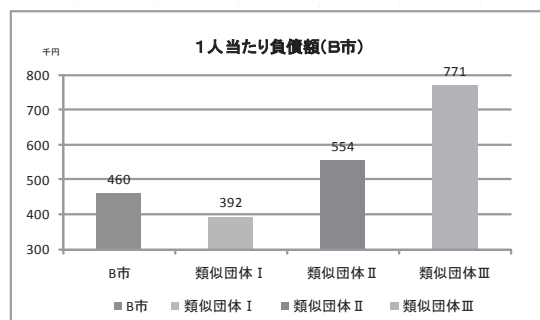
$$\text{住民一人当たり負債額} = \frac{\text{負債総額}}{\text{住民基本台帳人口}}$$

※負債総額:「負債合計」(B/S)

○ 自団体の経年比較



○ 類似団体比較



38

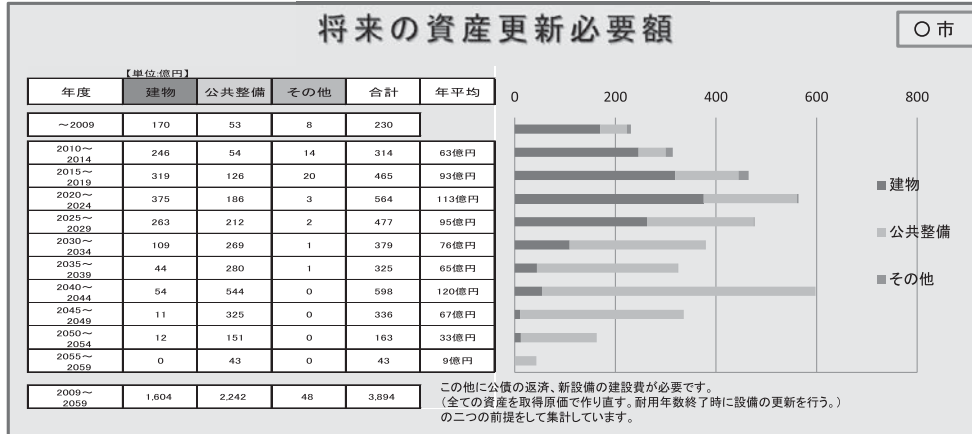
財務書類の活用例～資産の適切な管理①

<資産の適正な管理>

- ・ 財務書類を作成する上で、整備する必要がある資産台帳や債権の把握により資産管理、債権管理への活用が可能

【事例】 資産管理への活用(将来の資産更新必要額の推計)

- 将来の資産更新必要額について、①全ての資産を取得原価で作り直す、②耐用年数終了時に設備の更新を行う、という二つの前提に基づき下表のように推計。○市においては、2020年～2024年を中心に資産更新が集中することが想定され、これを見通した財政運営を行う必要性が認識されるとともに、維持補修など資産の延命化による更新時期の平準化や施設の用途・必要性の見直しの検討など計画的な資産管理が可能。



39

財務書類の活用例～資産の適切な管理②

<大規模施設の更新需要の対応>

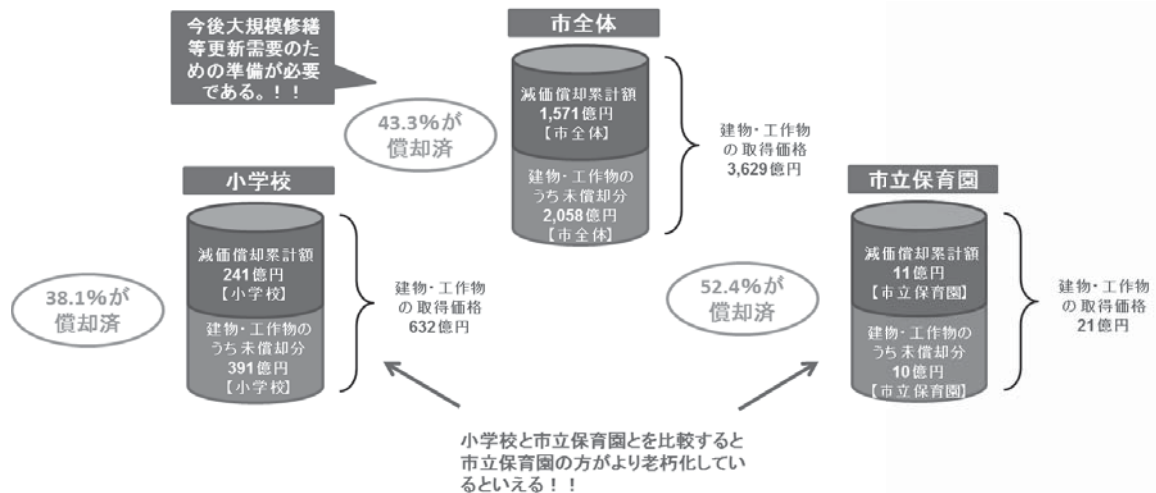
- ・ 償却資産の老朽化比率を算定、活用することにより、今後の公共施設の大規模修繕及びそのための財源である基金の積み立てを行う。
- ・ 公共施設の目的・種類別等施設の老朽化比率を個別に分析することにより、どの施設の老朽化が進んできているかを把握する。

【事例】 大規模施設の更新需要の対応

☆固定資産の老朽化比率

固定資産の老朽化比率とは、建物及び工作物の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、資産の価値がどれくらい減耗しているかを把握するものである。

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産(建物及び工作物)の取得価格} + \text{減価償却累計額}}$$



40

財務書類の活用例～セグメント分析①

<行政評価との連携>

- 行政コスト計算書を事業別・施設別に細分化させ、行政評価と連携させることにより、正確なコストに基づいた行政サービスの評価が可能

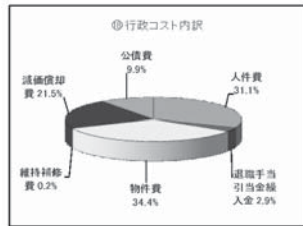
【事例】図書館運営に係る行政評価

- 貸出サービス、施設サービス及び講座サービスを実施している図書館の運営状況を評価するため、当該施設の行政コスト計算書をもとにアウトプット指標を算出・分析を行った。

項目	18年度	17年度	増減
人にかかるとコスト	43,431	43,912	△ 481
人件費	39,714	41,783	△ 2,069
退職手当引当金繰入額	3,717	3,131	△ 583
物にかかるとコスト	71,683	63,830	7,853
維持費	43,989	38,843	5,146
維持補修費	250	0	250
減価償却費	27,493	24,987	2,506
その他のコスト	12,683	12,198	485
公債費	0	0	0
その他	0	0	0
合計	127,732	130,945	6,792
貸出サービス	89,416	84,662	4,754
施設サービス	12,773	12,063	710
講座サービス	25,543	24,188	1,355

項目	18年度	17年度	増減
貸出利用者数(人)	95,031	100,657	△ 5,626
貸出冊数(冊)	334,949	344,561	△ 9,612
施設サービス業務	10,086	12,122	△ 2,036
講座サービス業務	2,866	3,155	△ 289

項目	18年度	17年度	増減
貸出利用者1人当たりコスト	941	841	100
貸出1冊当たりコスト	267	270	△ 3
施設サービス業務1回当たりコスト	1,301	993	308
講座サービス受講者1人当たりコスト	8,911	7,661	1,250



<実際の分析>

- 行政コスト計算書の比較
 - 合計額は、H17は120,945千円、H18は127,732千円(対前年度6,792千円増)
- 利用状況の比較(年間)
 - ①図書貸出サービス
 - 利用者人数 5,626人の減(H17:100,657人、H18:95,031人)
 - 貸出冊数 9,612冊の減(H17:344,561冊、H18:334,949冊)
 - 1人当たり貸出冊数 0.1冊/人の増(H17:3.42冊/人、H18:3.52冊/人)
 - ②貸出利用者1人当たりコスト 100円の増(H17:841円、H18:941円)
 - ③貸出1冊当たりコスト 21円の増(H17:246円、H18:267円)

18年度は、貸出利用者1人当たりのコストは941円、貸出1冊当たりのコストは267円となりました。270円程度で本を1冊約2週間借りることができたら、借りるでしょうか？借りないでしょうか？この結果が市民の満足度であり、行政評価の基準となるものです。今後も満足度を低下させないようコスト削減に努めるとともに、各種広報メディアの活用などによる利用者・貸出冊数の増などにも努めていくこととします。

41

財務書類の活用例～セグメント分析②

<施設管理の効率化>

- 施設別財務書類を作成することにより、各施設における行政サービスの効率性の分析や改善点の抽出を行うことができる

【事例】施設白書を用いた施設の統廃合

平成20年に「施設白書」を策定し、全ての施設についてバランスシートと行政コスト計算書を作成し、施設の現状把握と将来展望、施設群による比較を行った。

■ 施設白書の効果

- 同種グループでの分析による行政コストの可視化
- 担当職員自身により作成された施設別BS・PLによる意識改革
- 担当課長による「調査結果と将来計画」のプレゼンテーションによる情報共有
- 議会・市民への客観的な情報提供

分析・検討の結果、平成21年度に公民館1施設の統廃合を決定。

(公民館類似施設として利用されているコミュニティセンターの機能性向上の改修工事を実施し、コミュニティセンターについて公民館機能を兼ね備えた複合施設として運営し、公民館は老朽化のため解体。)

【施設群名:公民館】

施設別バランスシート

(単位:千円)

整理No.	16-1	16-2	16-3	16-4	16-5
施設名称	○公民館	×公民館	△公民館	□公民館	●公民館
【資産】					
建物等	401,016	157,456	212,534	3,423	29,248
土地	34,814	36,278	33,912	59,718	55,035
資産合計	435,830	193,734	246,446	63,141	84,283
【負債】					
市債	20,673				
【純資産】					
純資産	415,157	193,734	246,446	63,141	84,283
負債・純資産合計	435,830	193,734	246,446	63,141	84,283

施設別行政コスト計算書

(単位:千円)

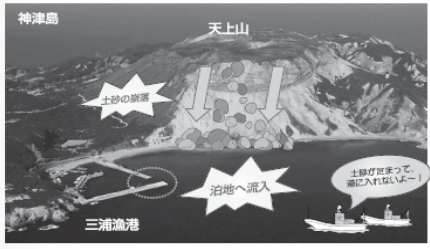
【行政コスト】					
人件費	18,558	12,237	19,103	11,675	10,316
退職手当コスト	1,890	1,170	1,890	1,080	1,080
委託料	2,373	1,391	1,056	636	1,908
需用費	2,705	631	5,145	1,477	2,207
減価償却費	9,548	6,056	7,857	407	1,828
その他	298	1,450	1,495	4,120	787
行政コスト合計	35,372	22,956	36,546	19,395	18,126
【収入】					
使用料	209	255	131	363	154
その他	35	31	177	147	228
収入合計	244	286	308	510	382
【収支差】					
収支差	34,928	22,670	36,238	18,885	17,744
収支差率	0.7%	1.2%	0.8%	2.6%	2.1%
利用者1人当たりコスト	1,656円	1,398円	2,289円	1,258円	1,459円

42

財務書類の活用例～セグメント分析③

【事例】 神津島三浦漁港防砂潜堤設置


これまで・・・



神津島 天上山 土砂の漂着 泊地へ流入 土砂がたまって、港に流れ込む 三浦漁港

天上山からの土砂が流入し、毎年しゅんせつ*していました

しゅんせつ費用は 毎年8,000万円




※しゅんせつ：海底にたまった土砂を取り除くこと

フルコスト
情報で分析

事業評価では・・・

防砂潜堤を設置し、土砂の流入を防止することを検討

- 堆積する土砂は90%減少、しゅんせつは、10年に1回に
- コンクリート製で、50年維持管理経費不要



(防砂潜堤の設置によるコストメリット)
(発生主義による試算) (単位：百万円)

区分	防砂潜堤設置	現行 (毎年しゅんせつ)	差引
減価償却費	29	—	29
しゅんせつ経費	8	80	△72
合計	37	80	△43

現金主義では・・・潜堤設置費用 約16億円の是非が争点に

結論 毎年4,300万円のコスト減になる
ことが明らかになりました。

単年度の収支だけでなく、
将来にわたるフルコストで比較
できるようになりました。

出典：平成23年度 東京都予算案の概要 43

財務書類の活用例～職員意識改革

＜職員意識改革＞

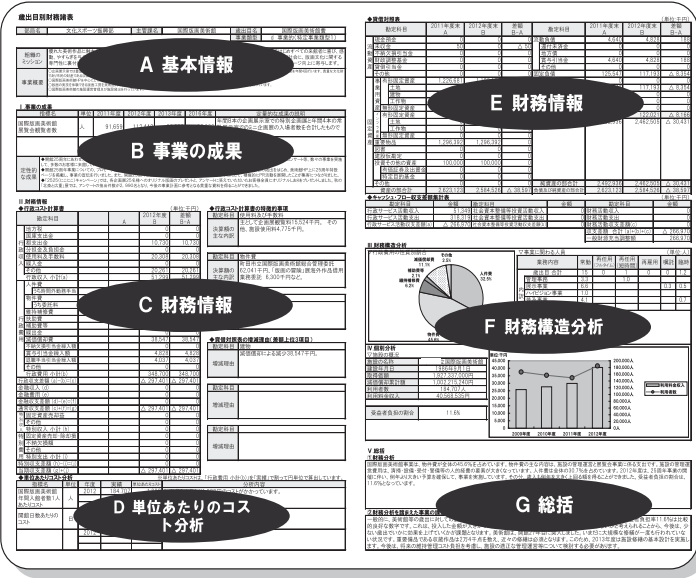
- ・ ストック、コスト概念を理解することで職員のコスト意識を促す

【事例】 職員の意識改革

- 〇〇市の公会計制度の特徴
- ◎全庁的な日々仕訳の実施
日々の会計処理に複式簿記を導入した全組織、全職員による取り組み
 - ◎課別に財務書類を作成
予算科目を課の単位に整理し直し、個別の財務書類を作成可能

- 財務書類作成の効果
1. 事業費以外にも行政サービスを提供するために必要となるコストを把握。
 2. 事業費以外のコストを含めたすべての費用と成果とを比較することで、より効率性、有効性の検証が適切に実行。
 3. 事業を実施するために利用されている資産等も合わせて検討することで、将来に向けた課題なども把握が可能になる。

◎業務上、多くの職員が公会計に携わることで、一層の効果を発揮



A 基本情報

B 事業の成果

C 財務情報

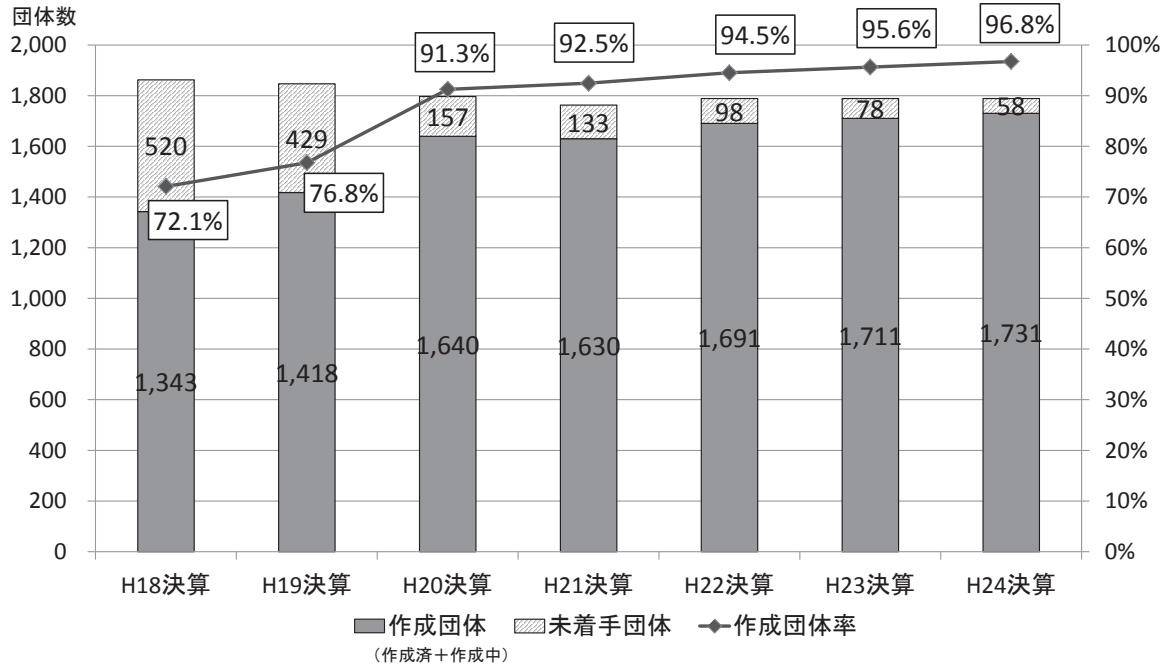
D 単位あたりのコスト分析

E 財務情報

F 財務構造分析

G 総括

財務書類作成団体数の推移

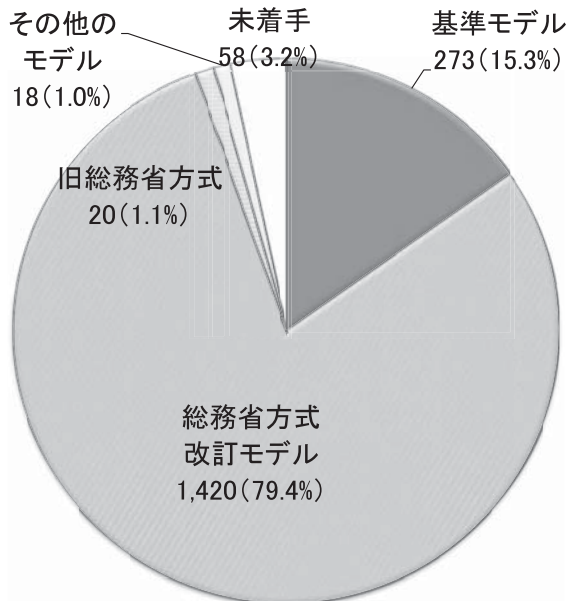


※ 都道府県及び指定都市は、平成18～24年度決算いずれにおいても全団体が作成団体
 ※ 平成21年度決算について、東日本大震災の影響による未回答団体(34団体)は集計対象外
 ※ 各年度決算の翌年度末時点の作成状況

45

モデル別の財務書類作成状況 (平成24年度決算)

(平成26年3月31日時点)



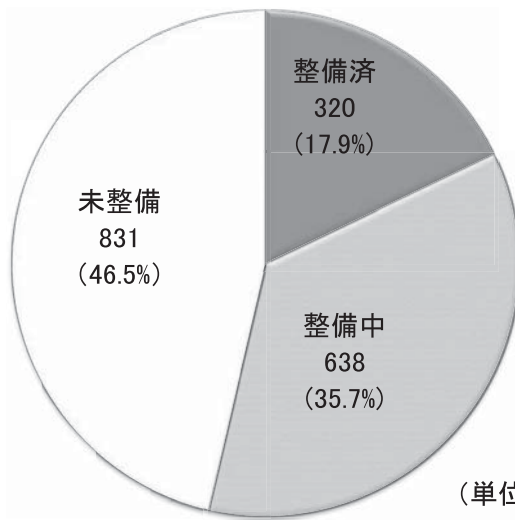
区分	団体数	割合
作成済+作成中	1,731	(96.8%)
基準モデル	273	(15.3%)
総務省方式改訂モデル	1,420	(79.4%)
旧総務省方式	20	(1.1%)
その他のモデル	18	(1.0%)
未着手	58	(3.2%)
合計	1,789	(100%)

(単位: 団体、%)

46

固定資産台帳の整備状況（平成24年度決算）

（平成26年3月31日時点）



区分	団体数	割合
整備済	320	(17.9%)
整備中	638	(35.7%)
未整備	831	(46.5%)
合計	1,789	(100%)

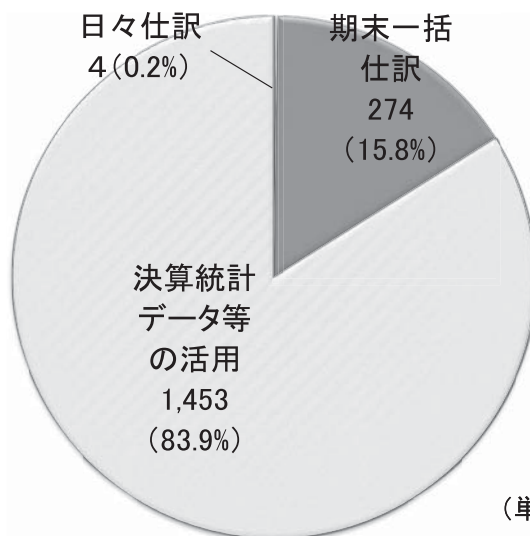
※ 全ての地方公共団体(1,789団体)における整備状況

※ 整備中の団体には、過去に一旦は整備したが定期的な管理(更新)ができていない団体(84団体)を含む

47

複式簿記の導入状況（平成24年度決算）

（平成26年3月31日時点）



区分	団体数	割合
日々仕訳	4	(0.2%)
期末一括仕訳	274	(15.8%)
決算統計データ等の活用	1,453	(83.9%)
合計	1,731	(100%)

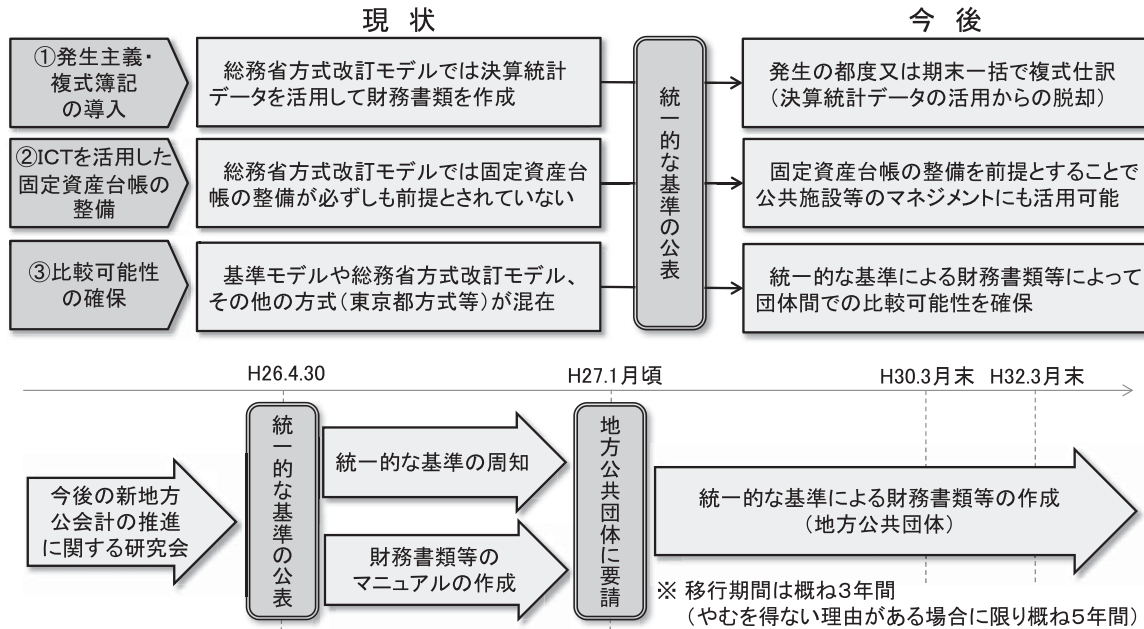
※ 日々仕訳及び期末一括仕訳はいずれも複式仕訳

※ 平成24年度決算に係る財務書類の作成団体(1,731団体)における導入状況

48

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



49

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の概要①

1. 背景・目的

総務省では、新地方公会計モデル（基準モデル及び総務省方式改訂モデル）を地方公共団体に示し、新地方公会計の整備を要請してきたところ。

新地方公会計を更に推進していくため、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催（第1回：平成22年9月）。

2. 検討項目

- ・作成依頼から3年が経過した財務書類の作成についての検証
- ・国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策
- ・財務書類等の作成に関する統一的な基準の策定
- ・その他新地方公会計の推進に必要な事項 等

3. 構成員

- ・学識経験者及び公認会計士（IPSASBに日本代表として出席している者を含む）
座長は、鈴木 豊 青山学院大学名誉教授
- ・オブザーバー：財務省主計局法規課公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局 等

50

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の概要②

4. 構成員名簿

(敬称略)

(メンバー)

座長 鈴木 豊 (青山学院大学名誉教授・東京有明医療大学客員教授)

(五十音順)

伊澤賢司 (新日本有限責任監査法人 公認会計士 国際公会計基準審議会委員)
 石原俊彦 (関西学院大学専門職大学院教授)
 鷗川正樹 (青山学院大学大学院特任教授 公認会計士)
 川村義則 (早稲田大学商学大学院教授)
 小西砂千夫 (関西学院大学大学院教授)
 小室将雄 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)
 坂邊淳也 (株式会社KPMG FAS 公認会計士)
 菅原正明 (公認会計士・税理士)
 関川正 (公認会計士)
 関口智 (立教大学准教授)

(オブザーバー)

川野豊 (財務省主計局法規課公会計室長)
 小菅秀記 (東京都会計管理局管理部新公会計制度担当課長)
 谷脇博之 (大阪府会計局会計指導課長)

51

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要等

財務書類の整備

(1) 財務書類の体系

○ 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

(2) 財務書類の内容

○ 貸借対照表：有形固定資産の評価基準
 ・取得原価が判明→取得原価
 ・取得原価が不明→再調達原価
 ・販売用資産(棚卸資産)→低価法 等

※ 有形固定資産の評価基準等の詳細については、引き続き、マニュアル作成の段階で調整する部分もある。

固定資産台帳の整備

(1) 意義・目的

① 各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する。
 ② 固定資産台帳は公共施設等のマネジメントにも活用可能となる。

(2) 具体的な手法

○ 庁内の体制整備を行った後、整備期間は1～2年間を目安とし、①資産の棚卸、②データの作成、③開始時簿価の算定、④固定資産台帳の作成という流れを基本とする。

複式簿記の導入

(1) 意義・目的

① 各地方公共団体の財務情報について、一覧性を備えた情報開示を行うことが可能となる。
 ② 貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与する。
 ③ 事業別・施設別等のより細かな単位でフルコスト情報での分析が可能となることで、地方公共団体のマネジメントに資する。

(2) 具体的な手法

○ 日々仕訳を行う方法が望ましいものの、事務負担や経費負担等を勘案し、(1)の②が満たされ、③にも資するものであれば、期末に一括して仕訳を生成する方法も差し支えない。

今後の主な課題と方向性

活用の充実

行政評価や予算編成等への活用の充実が必要 → 具体的な活用事例等に関する資料を作成して財務書類等の活用を促進

人材の育成

会計処理体制の充実・強化を図るための人材育成が必要 → 統一的な基準による財務書類等の作成に関する各種研修会を開催

システムの整備

統一的な基準の導入に当たってシステムの整備等が必要 → ICTを活用した標準的なシステムを開発し、提供

52

「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」の概要

1. 背景・目的

総務省では、地方公会計を更に推進していくため、平成22年9月に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を立ち上げ、議論を重ねてきたところ。

平成26年4月公表の当該研究会の報告書において示された統一的な基準による財務書類等の作成について、より詳細な取扱いを定めた要領等の作成に係る実務的な検討を行うため、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催(第1回:平成26年5月)。

2. 検討内容

主に以下の要領等の作成に係る実務的な検討を行う。

- (1)財務書類作成要領、(2)固定資産台帳整備の手引き、(3)資産評価の手引き、
- (4)連結財務書類作成の手引き、(5)財務書類等活用の手引き、(6)Q&A集

3. 構 成 員

(メンバー)

(敬称略)

座 長 鈴 木 豊 (青山学院大学名誉教授)

(五十音順)

遠 藤 尚 秀(新日本有限責任監査法人 公認会計士、日本公認会計士協会常務理事)

小 室 将 雄(有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)

菅 原 正 明(公認会計士、税理士)

中 川 美 雪(有限責任あずさ監査法人 公認会計士)

(サブメンバー)

伊 藤 正 勝(東京都会計管理局管理部新公会計制度担当課長)

田 中 弘 樹(愛媛県砥部町企画財政課財政係長)

宮 澤 正 泰(千葉県習志野市会計管理者)

53

今後の地方公会計の整備促進について (大臣通知)

今後の地方公会計の整備促進について (平成26年5月23日 総務大臣通知 (総財務第102号))

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるため、各地方公共団体において、その整備を推進していくことは極めて重要であると考えております。

各地方公共団体における財務書類の作成は着実に進んでおりますが、多くの地方公共団体において既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式である総務省方式改訂モデルが採用されており、本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別や施設別の分析ができていないのではないか、また、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないのではないか、といった課題があります。

そのため、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催して議論を進めてきましたが、平成26年4月30日に報告書を取りまとめております。この中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。今後、平成27年1月頃までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定であります。

さらに、こうした財務書類等を作成するためには、各地方公共団体においてICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、その事務負担や経費負担に配慮する必要があると認識しております。また、システム整備の重複投資を回避するため、地方公共団体共通のシステムを一括構築することも重要な課題であります。そのため、地方共同法人の活用も視野に入れながら、ICTを活用した標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度のできる限り早い時期に地方公共団体に無償で提供したいと考えております。なお、それまでの間、地方公共団体におかれては、統一的な基準による財務書類作成の前提となる固定資産台帳整備の準備(資産の棚卸等)等を進めていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対して、この通知の趣旨について適切に助言いただきますようお願いいたします。

54

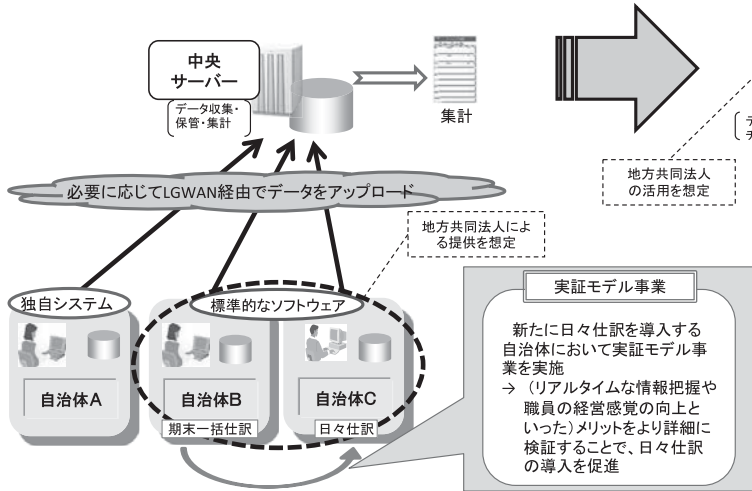
地方公会計システムの構築について（イメージ）

地方公会計システムを導入していない自治体をはじめ、標準的なソフトウェアの利用を促す
〔想定スケジュール〕

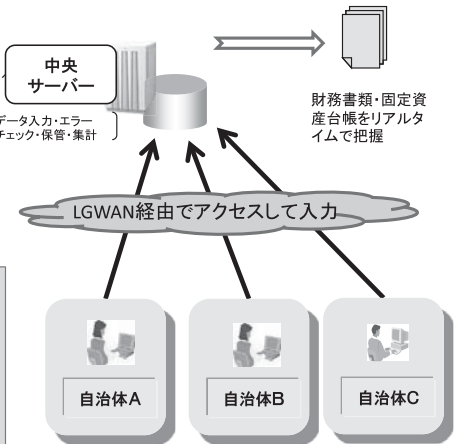
平成26年度：【国、地方共同法人】仕様書の検討等
【自治体】固定資産台帳整備の準備(資産の棚卸等)等

平成27年度：【国、地方共同法人】開発
【自治体】運用開始

＜当面の取組＞



＜将来の姿(クラウド型システムの例)＞



【参考】公会計基準・モデル比較表

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価が判明…取得原価 ・取得原価が不明…再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価(再評価しない) ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を注記 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達原価 ○インフラ資産 土地…取得原価 建物等…再調達原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価額 	○取得原価	<ul style="list-style-type: none"> ○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

地方公会計と財政健全化法の関係

○ 財政健全化法と地方公会計整備はあわせて進めていくことが重要

1 健全化判断比率への企業会計的な考え方の導入

- ① 連結の考え方：
地方公共団体だけでなく、地方公社、第3セクター等にかかる将来負担見込額を算入
- ② 発生主義的な考え方：
債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給見込額など、当期までに将来の支出の要因が発生した事項を将来負担に算入
- ③ 低価法の導入：
土地開発公社などの将来負担の算定の際に、低価法(会計における棚卸資産の評価方法)を導入

2 財務会計の透明性の一段の向上

財政健全化法上の財政指標に加え、財務書類上の資産・債務のストック情報を開示し、財務会計の透明性の一段の向上を推進

3 実効性ある財政健全化計画等の策定

財務書類の整備により把握できる資産の実態を踏まえ、未利用資産の売却収入を一定の精度の下に、計画に計上可能

- ※ 財政再生計画については「財産の処分その他の歳入の増加を図るための措置」を定める必要
- ※ 資産把握が不十分な場合、売却による歳入見込額を計画に計上できず、それに代わる歳出抑制が必要

- ◎ 財政健全化法：
5指標で財政状況を捉え、計画策定や議会の関与を以て財政の健全化の取組を促す
- ◎ 地方公会計：
ストックとコストの面で包括的に財政状況を把握。資産・債務改革に活かすほか、財政健全化に向けた具体的な取組を推進

並行した
取組みが
重要

57